

日本銀行代理店の廃止・集約に伴う  
供託事務の取扱いに関するQ & A集

- Q 1 高知地方法務局須崎支局において、供託金の納付先が変更になると聞きました。いつから変更になりますか。 . . . . . 1
- Q 2 今まで日本銀行須崎代理店に納付している供託金は、令和5年10月2日（月）からどこに納付したらよいですか。 . . . . . 1
- Q 3 日本銀行高知支店は遠方のため、供託金を高知地方法務局須崎支局付近で納付することはできますか。 . . . . . 1
- Q 4 納入予定の供託金が、ATMの利用上限額（各金融機関にお尋ねください。）を超える場合は、どうすればよいですか。 . . . . . 2
- Q 5 オンラインによる申請の方法を教えてください。 . . . . . 2
- Q 6 令和5年10月2日（月）以降、当日中に供託書正本を受領したい場合は、どのような納付手続をすればよいですか。 . . . . . 2
- Q 7 供託有価証券の取扱いは、どうなりますか。 . . . . . 3
- Q 8 振込方式による供託金の納付について、何か変更がありますか。 . 3
- Q 9 日本銀行須崎代理店での小切手による払渡しは、いつまで可能ですか。 . . . . . 3
- Q 10 小切手のほかに、供託金の払渡しを受ける方法はありますか。 . . 3

Q 1 高知地方法務局須崎支局において、供託金の納付先が変更になると聞きましたが、いつから変更になりますか。

A 日本銀行の代理店集約・廃止に伴い、令和5年10月2日（月）から高知市にある日本銀行高知支店に変更になります。

Q 2 今まで日本銀行須崎代理店に納付している供託金は、令和5年10月2日（月）からどこに納付したらよいですか。

A 日本銀行高知支店（高知市本町三丁目3番43号）に納付してください。

Q 3 日本銀行高知支店は遠方のため、供託金を高知地方法務局須崎支局付近で納付することはできますか。

A 金銭の供託については、以下の①又は②の方法により供託金を納入することができます。供託を申請するの際にその旨をお申し出ください。

法務局において供託金の納入が確認され次第、供託書正本を交付することができます。

① 電子納付（ペイジー）

ペイジーが利用できる「ゆうちょ銀行」や農協のATM、またはインターネットバンキングを利用して納付する方法があります。手数料は原則無料です。

② 振込方式

四国銀行須崎支店にある供託官名義の当座預金口座への銀行振込により納入することができます。

なお、別途、振込手数料がかかりますので、供託者においてご負担いただくこととなります。

Q 4 納入予定の供託金が、ATMの利用上限額（各金融機関にお尋ねください。）を超える場合は、どうすればよいですか。

A ①四国銀行須崎支店の供託官当座口座へ振り込む方法により納付する方法、②高知市にある日本銀行高知支店窓口へ直接納付する方法のいずれかの方法により納付していただくことになります。

なお、①の振込方式の場合は、振込手数料がかかりますので、あらかじめご了承ください。

Q 5 オンラインによる申請の方法を教えてください。

A 供託の手続は法務局の窓口で供託申請をしていただくほか、インターネットで供託していただくことが可能です。

インターネットで申請を行えば、法務局へ出向くことなく供託の申請手続ができます。インターネットによる申請方法は「供託かんたん申請」と「申請用総合ソフト」の2通りありますが、比較的簡単な「供託かんたん申請」をおすすめします。なお、「供託かんたん申請」はスマートフォン（機種によっては、ご利用いただけない場合があります。）でもご利用いただけます。

オンラインによる供託手続については、「供託ねっと」(<https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/kyoutakunet/top.html>)をご覧ください。



Q 6 令和5年10月2日（月）以降、当日中に供託書正本を受領したい場合は、どのような納付手続をすればよいですか。

A 高知地方法務局須崎支局において供託申請手続を行っていただき、供託金の納付を行ってください。

①午後3時までに日本銀行高知支店窓口へ納付

②電子納付の場合は当日中に納付

③振込方式で納付の場合は当日中に振込手続

②及び③の場合は、高知地方法務局須崎支局に供託金が納付された情報が受信され次第、法務局の窓口において供託書正本を交付することができます。

お急ぎの場合は、あらかじめ法務局にご相談のうえ申請してください。

Q 7 供託有価証券の取扱いは、どうなりますか。

A 令和5年10月2日（月）以降は、日本銀行高知支店に寄託し、または受け取ることとなります。

Q 8 振込方式による供託金の納付について、何か変更がありますか。

A 変更ありません。

Q 9 日本銀行須崎代理店での小切手による払渡しは、いつまで可能ですか。

A 令和5年9月29日（金）午後3時までとなります。

Q 10 小切手のほかに、供託金の払渡しを受ける方法がありますか。

A 払渡請求者の預貯金口座に振り込む方法があります。振り込まれるまでに一週間程度かかりますが、振込手数料はかからず、小切手の持ち運びに伴うリスクがなく安全です。